

# 参考資料 1

令和5年9月21日

文部科学省 高等教育局 私学部  
参事官付 私学経営支援企画室 御中

## 文部科学省「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」に議論の方向性 についての意見

全日本私立幼稚園連合会  
全国専修学校各種学校総連合会

令和5年5月に設置された「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」については、6月の第1回以降これまで4回の会議が開催されている。

都道府県知事所轄法人で構成されている、全日本私立幼稚園連合会及び全国専修学校各種学校総連合会の両団体も同検討会に当初から参画し、小規模法人が多くを占める学校種として意見を述べ、検討会の議論に協力してきた。

両団体ともに、様々な私学団体が一堂に会し時代の要請に応じた私立学校として相応しい会計基準や情報開示の在り方等について活発な議論が行われている同検討会が、我が国の教育施策立案において重要な場になっていると認識している。

今後、同検討会において、改正私立学校法の趣旨が十分に考慮されるとともに、様々な学校種の実情を俯瞰し、特に法人規模に配慮したバランスのとれた議論が展開されることに期待を込めて、以下の点について意見を申し上げる。

### 【総論：議論の方向性】

- 両団体を構成する学校種（幼稚園、専修学校、各種学校）は都道府県知事所轄法人で、且つ小規模法人が多くを占めている。また今回の私立学校法の改正においては規模に応じた配慮がされており、同検討会においてもその趣旨を踏襲することが適当。
- また専修学校及び各種学校は、私立学校振興助成法の対象外として国費による経常費助成の対象外となっている。国から経常費助成を受けていない学校種も含めた会計基準の在り方を考えた場合、情報開示については厳格性よりも必要性に重きを置いた検討（法人の健全性や継続性を一定程度判断するための必要最低限の項目は何か）を進めることが重要。
- 同検討会のこれまでの議論の流れとして、大臣所轄法人を中心とした大規模法人と小規模法人を一律に扱うべきとの意見が多数派となりつつあることに両団体としては、懸念を持っている。改正私立学校法の趣旨に今一度立ち返り、規模に配慮した慎重な議論を求める。
- 以上、総論に基づく、各論（第4回会議の検討事項について）は以下のとおり。

### 【各論①：第3回会議の検討事項について】

- 学校法人の部門（セグメント）別の情報開示については、現在提案されている通り都道府県知事所轄法人の学校種（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校等）については一括したセグメント区分とすることを求める。

### 【各論②：第4回会議の検討事項について】

- 資料1-1「附属明細書－固定資産明細書の案」

【増減理由の記載判断基準については、3,000万円の閾値を削除し「贈与、災害による廃棄その他特殊な事由」又は「同一科目について総資産の1%」を基準とする。】については必要以上の厳格化に繋がらない基準とすることを求める。

- 資料1-1「附属明細書－借入金明細書の案」

「記載項目については、期首残高、期末残高、返済期限、摘要（資金用途等）とする。」については、必要最低限の項目に留めることを求める（例：期末残高のみ）。

- 資料2-1「子法人の注記要否」

論点①「開示対象となる子法人の範囲」については、現在子法人については施行細則（省令）改正途中で定義が厳密に定まらないことに鑑み、当面は案1（現行どおり「当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況」を記載する）が適当と考える。

- 資料2-1「子法人の注記要否」

論点②「私学法改正の趣旨に鑑み、現行で求められている開示内容を変更するか」については、子法人の定義が検討中（省令改正等）であることと、子法人の詳細な財務状況が法人そのものの健全性を判断するために必須とはいえないため、案1（現行どおりとする）が適当と考える。